

初日は、寄附者に向けて「魔王」一升瓶 20 本を発送。梱包代や送料などすべての経費を白玉醸造株が負担して順次発送していきます。



### ふるさと納税返礼品を通じてコロナ対策 焼酎「魔王」300 本分の売上寄附

新型コロナ対策に役立ててほしいと、白玉醸造株式会社から焼酎「魔王」300本分の売上が寄附されました。ふるさと納税返礼品として出品された「魔王」は、掲載後わずか10日間で完売。6月12日には町長から感謝状が贈られ商品の発送がスタートしました。同社役員の柘木優加子さんは、「子どもは未来を担う地域の宝。教育や子育て支援に活用してほしい」と期待を寄せました。

内閣総理大臣からのメッセージを伝達した貫見広幸会長。「行政としても全力で活動をバックアップします」と町長が受け取りました。



### 誰もが「再スタート」できる社会を目指し 大根占保護司会がメッセージ伝達

7月1日、大根占保護司会11名が町長を訪問し、犯罪や非行のない明るい地域社会を目指す「社会を明るくする運動」の内閣総理大臣メッセージを伝達しました。今年で70回の節目を迎えた地域の支え合い運動。会長を務める貫見広幸さんは、「4月に活動拠点となる更生保護サポートセンターを設置した。それぞれの立場でできることを広めていきたい」と活動への決意を込めました。

### 8種の花 1,200 本をボランティアで植栽 地域彩る花いっぱいのもちづくり

6月7日、花いっぱい魅力ある町にしたいと、ボランティア約30名が国道269号線沿いの花壇に、8種類、約1,200本の花を植えました。公募により集まった会員は現在43名。自分たちも何かできないかと、友人7名と初めて参加した徳留民子さんは、「自分たちで植えた花壇は特に愛着がわく。管理を続けながら魅力ある花いっぱいのもちづくり」と今後の活動に力を込めました。



城ヶ崎花壇にはマリーゴールド、サルビア、ポチュラカなど8種類、約500本の花が植えられ、梅雨の間を色鮮やかに彩りました。

### 地元を舞台にアイデアを生み出す挑戦 中学生が夢実現に向けチャレンジ

錦江町を舞台に未来をつくるアイデアを考え、実現に向けチャレンジする「イノチャレ2020」の開校式が6月27日に行われ、錦江中から5名、田代中から7名の生徒が参加しました。イノベーション教育の普及を進める一般社団法人 i.club など4カ所とオンラインで接続して受講。田代中1年の川邊咲太郎くんは「新たな自分を発見したい。次の取材が楽しみ」と意気込みました。



i.clubの説明に真剣に耳を傾ける生徒たち。錦江中1年の城下雪乃さんは「新しい考えを生み出す力を身に付けたい」と発表しました。



国民健康保険事業の健全な運営に向け改正

住民税務課 ☎ 22-3037

国保税の税率が改正され7月の2期分から適用されます

国民健康保険の財政運営が県単位（広域化）となる新国保制度が平成30年度から始まりました。令和5年度までに現在の4方式（所得割・資産割・均等割・平等割）から3方式（所得割・均等割・平等割）に算定方法が変わります。今回、右表のとおり改正され、7月の2期分から適用されます。

改正後の税率（額）は  
7月の2期分から適用

1期分である4月納期分は、仮賦課（前年度税額を基にした仮の税額）です。改正後の税率は、2期分である7月の本賦課から適用されます。

区分	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
所得割率	8.0%	2.8%	2.5%
資産割率	14.0%	3.5%	4.0%
均等割額	22,000円	7,000円	7,700円
平等割額	21,000円	6,000円	5,000円
限度額	630,000円 <sup>※1</sup>	190,000円	170,000円 <sup>※2</sup>
軽減対象区分	軽減判定所得		軽減割合
均等割 平等割	33万円を超えない世帯		7割
	33万円 + (被保険者数 × 285,000円) <sup>※3</sup>		5割
	33万円 + (被保険者数 × 520,000円) <sup>※4</sup>		2割

改正前の金額は下記のとおり（上記表の赤色太文字が改正される金額です）

※1 ▶ 610,000円 ※2 ▶ 160,000円 ※3 ▶ 280,000円 ※4 ▶ 510,000円



4月28日以降に生まれた新生児が対象  
新生児1人につき10万円給付

新型コロナの影響で生活が急変している状況の中か出産した家庭が、安心して子育てを行えるように給付金を支給します。令和2年4月28日から来年3月31日までに生まれた新生児が対象となりますので、**出生後60日以内に申請**してください。

①支給額 新生児1人につき **100,000円**

②支給対象者

令和2年4月28日から令和3年3月31日までの間に出生し、錦江町住民基本台帳に記録された新生児を養育する保護者で、出生後も引き続き町内に在住する見込みのある方。

③申請に必要な書類 [添付書類は申請書に記載]

出生届提出時にお渡ししますが、町外市町村に出生届を提出された場合は総務課へ申請書類を請求してください。町ホームページからもダウンロードできます。



総務課 ☎ 22-0511



新型コロナの影響を受ける学生を支援  
給付金の申請期限は9/30

学校休業による自宅学習の増加やアルバイト収入の減少など、新型コロナの影響を受けている高校生や大学生などを対象に給付金を支給します。対象になる方は**9月30日までに申請**してください。

①支給額 [学生1人につき下記のとおり]

高校生など **10,000円** 大学生など **30,000円**

②支給対象者

令和2年6月1日時点で高校、大学、大学院、各種専修学校などに在学している満26歳に達する日以後の最初の3月31日までの学生の保護者で、町内に住所を有する方。

③申請に必要な書類 [添付書類は申請書に記載]

総務課、支所住民生活課で受け取るか、町ホームページからダウンロードしてください。希望者へは郵送もできますので総務課までご連絡ください。



総務課 ☎ 22-0511